荒金　久　安樂　實　奥山　一郎
河口　昭三　小林　睦人　東海林俊雄
根岸　清　渡邉　光春
（各通）（以上六月十日）
今野　邦昭　山田　幹夫
瑞宝小綬章を授ける
（各通）
内澤　脩一　竹部　勇　前田　貢
三好　源松　六嶋　史郎
瑞宝双光章を授ける
（各通）
加藤　輝男　工藤　安弘
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上六月十一日）
荒船　惠治　板村　博允　井上　大和
小杉田好弘　菅原　経雄　高木　孝信
田脇　明　橋本　義幸　北條　禅道
丸山　登　山口　和彦
瑞宝双光章を授ける
（各通）
小野寺義雄　桑名　賢二　皿良　三正
鈴木　清行　田島　健二
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上六月十二日）
工藤　千利
瑞宝双光章を授ける
梅谷　浩司　河野　邦之　田中惠美朗
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上六月十三日）
岩崎　正雄　齋藤今朝男
瑞宝双光章を授ける
（各通）
北　三郎　田所　眞男
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上六月十四日）
金井　務
瑞宝双光章を授ける
（六月十五日）
千田　次郎　山本　隆司
瑞宝双光章を授ける
（各通）（六月十六日）
隅田　幸夫
瑞宝双光章を授ける
（六月十八日）
笹山　隆
瑞宝双光章を授ける（六月二十日）

○叙勲

上原　光雄　島本　隆視
吉田　光雄　和田　義保
旭日双光章を授ける（各通）
阿部　静雄　安陪　峯雄
石原　年盛　伊藤　廣平　安藤　秀一
浦木　修一　江田　喜次　宇野　金造
岡村　英雄　折戸　重信　大畠　精作
工藤　義郎　河村　安市　加藤幸太郎
小林　正郁　小林　六次　小林　隆次
坂野　敬一　宍戸　悌吉　道祖土茂夫
砂子田種治　瀬戸　良一　島田　喜一
武田　徹雄　田中　孝也　髙橋　章子
堤　清正　飛田　守雄　中山　毅
野口　孝明　法村　剛一
藤目　國市　三山　幸人
矢部　藤二　山田　三男
弓木　敢　吉田　いし
旭日単光章を授ける（各通）
岡部　一雄　小山　洋
菅原　寛　辻　公平
野中　明　福永　敬弘
松本　忠　三浦　三郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
赤木　章雄　赤松　晋
跡部　寛　飯崎　進
有島　末廣　泉　秀明
石塚　實　井上　圭司
井戸田與四郎　岩井　哲夫
岩間　昇　上田　茂
上野　治美　梅村　保夫
浦木　繁夫　大澤　幸吉
大路　繁雄　奥田　先
奥山　正一　小高　新一
小野原佐俊　菓子野美和子
加藤　英二　川縁　一雄
菊池　友三　木下　泉
久保木義男　黒須　豊
小岩　重喜　小嶋　善雄
小西　正夫　近藤　武雄
齋藤　勉　佐藤姿一郎
實方　良男　鈴木　利朗
瀬戸　博夫　宅森　清次
武内　五郎　竹田　忠光
竹谷シン子　谷川　三郎
千島　英一　富永　芳夫
豊田　量雄　仲野　肇
中原　早男　永井　繁一
長池　敏弘　西田　太郎
西村　啓　蓮實徳五郎
長谷川喜一郎　畑中　英男
原部　實　深井カホリ
福永　忍　藤平　潔
藤森　正巳　堀内　勇遠
前田　一雄　松本　邦夫
松本　宗雄　三浦　竹一
三木　壽枝　宮　恭
宮野　兼知　本島　章吉
森　義孝　森田　治
森竹　宗人　安田　茂
安田　忠亮　新堀　伍助
馬場　敏男　望月　正行
山本　精一　渡邉次三郎
後藤　熲　永瀬　嘉三
武衞　晴雄　和田　哲次
浅井千代子　安部　晴次
石川　一夫　伊藤　國美
今村　吉秀　植田　庸一
牛山　隆雄　海野　清瀬
太田　正臣　小倉　秀明
笠間清三郎　加納　定義
北澤　光　倉持　一夫
纐纈　弘　小鮒　正雄
坂井　一郎　清水　茂
千秋　武雄　武田　傑
巽喜三兵衛　土戸　啓輝
内藤　巖　中村　兼男
永田　正刀　野澤　正司
畑　政市　半澤　隆
藤花　春夫　伏木　健
増井　邦夫　松本　惠
三桝　清美　宮本　虎男
森下　一夫　八木　早苗
安富　弘　矢野　紀倫
山内　直次　山口　綾子
山本　金作　山本　豊
横田　敬一　横山　利光
米村　勤　若林　薫
若林　榮　和氣　政雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　信一　坂本　經雄
田中　明雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
（アメリカ合衆国統合参謀本部議長）マイケル・グレン・マレン
アメリカ合衆国海軍大将
旭日大綬章を贈与する（七月八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十三日午後六時十四分御出門、映画「一枚のハガキ」プレミア試写会に御臨席等のため、有楽町朝日ホール（千代田区）へ行幸啓、皇后陛下は、同六時五十二分還啓、天皇陛下は、同八時五十六分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、七月十五日ブルネイ国王陛下の御誕生日につき、同月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、総務省防災業務計画（平成13年総務省訓令第42号）を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年7月19日　総務大臣　片山　善博

総務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正等を行うため。

二　修正年月日　平成23年6月30日

三　修正の要旨　改正法において放送事業者の定義が変更されたことに伴う修正等を行った。

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年七月十九日

外務大臣　松本　剛明

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年八月二十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　清　瀬一朗
　生年月日　昭和二十八年六月七日生
　旅券申請上の住所　台湾・台北県泰山郷
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TK一一五二一三三
　発行年月日　二〇一〇年十月六日
　旅券名義人　清　瀬一朗
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、東京簡易裁判所から覚せい剤取締法違反事件の被疑者として逮捕状が発付されている旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年7月19日

中国地方整備局長　福田　功

区間	道路の種類	路線名	路線名
岡山市南区泉田字西三反地341番8から同市南区新田字三番前490番1までの上下線	一般国道	30号	